

議案第 102 号

松阪市海上アクセス旅客ターミナル条例の廃止について

松阪市海上アクセス旅客ターミナル条例（平成 18 年松阪市条例第 60 号）を次のように廃止する。

平成 28 年 9 月 28 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市海上アクセス旅客ターミナル条例を廃止する条例

松阪市海上アクセス旅客ターミナル条例（平成 18 年松阪市条例第 60 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 12 月 20 日から施行する。